

令和 7 年第 4 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 7 年第 4 回東串良町農業委員会会議録

招集年月日		令和 7 年 4 月 2 5 日						
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）						
開催の日時 及び宣言		開会	令和 7 年 4 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	大村 教男
		閉会	令和 7 年 4 月 2 5 日 午前 時 分				議長	大村 教男
農業委員		出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 8 名 欠席数 名 出席○ 欠席×		○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
		○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
		○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
		○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数 7 名		○		有留 幸路	○		松元 友信	
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
		○		福岡 みどり	○		松留 和江	
		×		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員		1 番	吉ヶ崎 弘一		2 番	松留 立美		
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅		
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 1 4 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について							
	日程第 2 議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について							
	日程第 3 議案第 1 6 号 農業振興整備計画に伴う意見について							
	日程第 4 議案第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について							
	日程第 5 議案第 1 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について							
	日程第 6 議案第 1 9 号 令和 7 年度東串良町農業委員会活動計画について							

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。
村吉委員から、欠席届が参っております。

出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 7 年第 4 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番吉ヶ崎委員と 2 番松留立美委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。
基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 2 件、9 筆ありました。総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いします。
それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に事務局から、令和 7 年 3 月の定例総会資料の修正について、先に報告をお願いします。

事務局（中村）

それでは、報告させていただきます。
3 月総会において審議した農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転の 12 番の現況地目が田となっておりましたが、正しくは畑となっております。総会資料の最後に差し替え資料を添付しておりますので確認の方をよろしくをお願いします。以上で報告を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、次に日程第 1 議案第 14 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 10 件、使用貸借権が 1 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、賃借権の 9 番については、借人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。それでは事務局の説明をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 6 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 3 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 3 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 3 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん、申請地は議案

書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は大崎町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 6 番は、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇人さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 20 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

松留立美委員

はい

議長（大村）

どうぞ

松留立美委員

中間管理の 1 番、出し手の〇〇さんは亡くなられているけども、問題ないですか。

事務局（中村）

未相続農地ですので、過半の同意を得ての貸し借りとなります。

議長（大村）

いいですか。

松留立美委員
はい。

議長（大村）
他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）
質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 1 議案 14 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。
今回申請がなされたのは、所有権移転が 4 件であります。
それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 3 ページをご覧ください。

所有権移転の 15 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

次に 16 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

次に 17 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に 18 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし) の声あり)

議長 (大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第 2 議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第 3 議案第 16 号農業振興整備計画変更に伴う意見について議題といたします。

今回は農用地区域からの除外について意見を求められています。

資料 5 ページの〇〇さんからの農用地区域からの除外申請については現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員よろしくお願いします。

(松留立美委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 4 月 15 日、火曜日に、農用地区域からの除外に係る現地調査を、私と谷口推進委員、事務局 2 名の計 4 人で行いました。

なお関係者として申請人の代表取締役である〇〇さんと、鶴丸委員が出席されました。

申請地は、農用地区域内農地でありますので、農地課へ農用地利用計画変更申出書が提出されております。

申請の目的は、建設業者である申請人が、申請地を資材置場として整備することとなっております。

なお、申請地は周辺の農地の広がりやが 10 ヘクタール以上であると思われることから、除外が決定されたとしても第 1 種農地に相当するものと思われます。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、申請地の周辺に3戸以上の住宅が広がっていることから不許可の例外にあたる「集落接続」に該当するものと思われます。

また申請面積は951㎡となっており、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第16号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

次に、日程第4議案第17号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回の申請は1件となっております。

それでは資料6ページの〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を谷口委員よろしくお願いします。

（谷口委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 4 月 15 日火曜日に転用にかかる現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として〇〇さんが出席されました。

申請地の農地区分は農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用が許可されませんが、今回は砂取業者である申請人が、申請地を一時的に使用して砂を採取することを目的としており、「農地の一時転用」にあたるものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

以上を持ちまして日程第 4 議案第 17 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 5 議案第 18 号令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局（上野）

それでは説明いたします。7 ページから 9 ページをご覧ください。

農業委員会の状況、農家・農地等の概要、最適化活動の目標等読み上げ

推進委員等が最適化活動を行う日数目標としまして、一人当たりの活動目標について月 10 日を目標としています。

又、取組時期としまして、6 月に遊休農地の解消で農地パトロールを実施、11 月に農地の集積で戸別訪問を実施、1 月に農地集積での総点検を実施の予定です。

新規参入相談会への参加目標としまして、農林水産課と連携し新規就農・就業者を巡回するとしています。

以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員
はい

議長（大村）
どうぞ

木佐貫委員
委員数のうち定数 8 人に対し内訳が 8 人になってないんですけど。

事務局（上野）
委員の内数で標記しており、該当のある人が 7 人になるということです。
1 人は該当項目がないという事です。

議長（大村）
いいですか。

木佐貫委員
はい。

議長（大村）

他に質疑はございませんか？
なければ、質疑を終結します。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第5議案第18号令和7年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第19号令和7年度東串良町農業委員会活動計画について議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。10ページをご覧ください。
基本方針、活動計画等説明～

月別の活動計画につきましては、畜産農家の競り市等を考慮した日程になっていますが、配慮が至らない日程やこの日はどうしてもと言う日程があればご意見をいただきたいのですが。
去年もその都度日程を変更してきましたが。

吉ヶ崎委員

それでいいんじゃないですか。不具合が生じた時点で変更すれば。

事務局（瀧川）

今、ご意見いただきましたこれは計画予定という事で、このまま奔らせていただいて、又変更があった場合はご連絡差し上げるという形でよろしいでしょうか。

「はい」の声あり

事務局（瀧川）

ありがとうございます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結します。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 6 議案第 19 号令和 7 年度東串良町農業委員会活動計画については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

※5 月現地調査：15 日（木）

定例総会：5 月 23 日（金）

申請締切：4 月 30 日（水）※5 月定例総会分

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 4 回定例総会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 32 分

令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 10 時より東串良町役場委員会室（3 階）で開催されました令和 7 年第 4 回農業委員会定例総会の議案については、以上のとおり相違ないことを確認し、ここに署名いたします。

令和 7 年 4 月 25 日

会議録署名委員

議 長

委 員

委 員